

**令和 8 年度 県内観光需要の平準化・周遊促進に向けた富士山静岡空港二次交通実証運行
事業業務委託 企画提案募集要領**

1 趣旨

この要領は、令和 8 年度県内観光需要の平準化・周遊促進に向けた富士山静岡空港二次交通実証運行事業業務委託を実施するにあたり、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）について定めたものである。

2 業務概要

- (1) 事業名：令和 8 年度 県内観光需要の平準化・周遊促進に向けた富士山静岡空港二次交通実証運行事業業務委託
- (2) 業務内容：別紙「令和 8 年度 県内観光需要の平準化・周遊促進に向けた富士山静岡空港二次交通実証運行事業業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間：契約日から令和 9 年 2 月 15 日(月)まで
- (4) 契約限度額：18,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人を対象とする。

なお、共同事業体（複数の法人からなる組織）による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件を全て満たしたうえで、代表となる法人を定めること。

- (1) 道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可を運輸局から得ている者で、静岡県内に本社(本店)、支社(支店)又は営業所を有し、本業務を確実に履行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (3) 都道府県税（法人税及び法人県道府県税）を完納していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案書及び応募申込等

(1) スケジュール

内容	日程
県ホームページによる公募開始	令和8年10月8日（木）
質問書受付終了	令和8年10月13日（火）午後5時まで
質問に対する回答	令和8年10月16日（金）
参加申込書、企画提案書等の提出期限	令和8年10月19日（月）午後5時まで
プレゼンテーション審査会	令和8年10月22日（木）午後
選定結果の通知	令和8年10月30日（金）

※日程は応募者の状況等により変更する場合がある。

(2) 募集要領等の配布

下記の静岡県空港振興課ホームページからダウンロードすること。

(URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsusports/1086067.html>)

(3) 質問の受付及び回答

質問は、質問書（様式第1号）により行うこと。

ア 受付期間

公募開始日から令和8年10月13日（火）午後5時まで

イ 提出先

「8 提出先、問合せ先」を参照

ウ 提出方法

電子メールとする。電子メールの件名は「令和8年度 県内観光需要の平準化・周遊促進に向けた富士山静岡空港二次交通実証運行事業業務委託に係る質問書の提出について」とすること。なお、メール送信後、「8 提出先、問合せ先」へメールが受信されているか必ず確認をとること。

エ 回答

令和8年10月16日（金）までに、静岡県空港振興課ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

（４）参加申込書、企画提案書等の提出

企画提案に応募しようとする者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内容等	様式	部数
1	参加申込書		第2号	1部 (PDF)
2	運輸局の許可証の写し、 会社概要等	運輸局の許可証の写し及び定款、組織、 沿革、事業等会社の概要が分かるもの	任意	1部 (PDF)
3	法人の登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	写し可（発行から3ヶ月以内のもの）	—	1部 (PDF)
4	直近1年間の納税証明書	本社所在地の法人都道府県税（法人都道 府県民税、法人事業税）。写し可	—	1部 (PDF)
5	企画提案書かがみ		第3号	1部 (PDF)
6	企画提案書	・仕様書や評価基準を踏まえ、具体的な 提案内容を記載すること	任意	7部 (PDF)
7	見積書及び積算内訳書	・仕様書に基づいた事業の実施に直接必 要となる経費とすること ・運行単価×数量など積算内訳が分かる よう具体的に記載すること	任意	7部 (PDF)

ア 提出期限

令和8年10月19日（月）午後5時（必着）

イ 提出先

「8 提出先、問合せ先」を参照

ウ 提出方法

電子メール及び郵送とする。電子メールの件名は「令和8年度 県内観光需要の平準化・周遊促進に向けた富士山静岡空港二次交通実証運行事業業務委託に係る企画提案書等の提出について」とすること。なお、メール送信後、「8 提出先、問合せ先」へメールが受信されているか必ず確認をとること。

また、企画提案書、見積書及び積算内訳書については、「5（2）審査会」用に7部ずつ郵送又は持参すること。

（５）応募に係る留意事項

ア 応募件数

1者が応募する件数の上限は1件までとする。

イ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 募集要領等に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

ウ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

エ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

カ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために第三者に閲覧させることがある。また、企画提案の内容について、関係機関に照会する場合がある。

キ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

ク 応募書類の取り扱い

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

ケ その他

提案者は、企画提案書の提出をもって募集要領等の記載内容に同意したものとする。

5 審査に係る事項

(1) 審査会での審査方法

審査は、静岡県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

契約候補者の選定にあたっては、別表に掲げる評価基準に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案書の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。なお、評価の総得点が6割に達しない場合は、選定対象としないこととする。

(2) 審査会（プレゼンテーション審査）

ア 実施日

令和8年10月22日（木）午後

※開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

イ 実施場所

静岡県庁（静岡市葵区迫手町9番6号）会議室

ウ 所要時間

各提案者20分程度を予定（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）。

エ 出席者

原則、業務責任者を含む計3名以内とする。

オ 選定結果の通知

選定結果は、選定通知書又は非選定通知書にて全ての提案者に令和8年10月30日（金）までにメールにて通知する。

（別表）

番号	評価項目	評価基準	評価
1	業務内容の理解度	・本業務委託の目的や内容、富士山静岡空港や静岡県における観光、交通の現状や課題について理解しているか。	15 点
2	運行実施体制	・本業務を安全かつ適切に遂行するために必要な運転手及び車両の確保、運賃収受など運行体制が整っているか。	30 点
3	利便性に係る独自提案	・インバウンド旅行者を含む空港利用者の二次交通利便性向上に向けた独自の提案があるか。	30 点
4	提案内容の確実性	・空港二次交通やインバウンド旅行者の運送など類似の運行実績があり、同等の成果が期待できるか。	20 点
5	経費見積りの妥当性	・事業内容に見合った経費見積りとなっているか。	5 点
合計			100 点

6 契約の締結

（1）契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

（2）契約保証金

契約保証金は免除する。

（3）労働関係法令遵守に関する誓約書の提出について

契約候補者は静岡県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

労働関係法令等遵守の誓約書については、下記ホームページを参照すること。

（URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>）

7 その他

(1) 著作権等

本業務にかかる一切の成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は静岡県もしくは静岡県が指定したものに無償譲渡するものとする。

(2) 秘密保持等

- ・静岡県個人情報保護条例（平成 14 年静岡県条例第 58 号）及び静岡県情報セキュリティ基本方針に十分留意すること。
- ・万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ・秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 選定結果に対する説明

選定されなかった者は、選定結果について、説明を求めることができる。

ア 受付期間

令和 8 年 10 月 30 日（金）～11 月 4 日（水）午後 5 時

イ 質疑方法

電子メールとする。電子メールの件名は「令和 8 年度 県内観光需要の平準化・周遊促進に向けた富士山静岡空港二次交通実証運行事業業務委託に係る選定結果について」とすること。

- (4) 本業務は、観光庁「オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業」を活用して実施することを想定していることから、公募要領（https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo08_00057.html）、交付要綱等に基づき適正に処理するとともに、必要な手続きについて支援を行うこと。

8 提出先、問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部空港振興課利用促進班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号（静岡県庁東館 11 階）

電話：054-221-2230

電子メール：airport-shinkou@pref.shizuoka.lg.jp